

羽曳野市からのお知らせ

『児童発達支援、放課後等デイサービスのご利用について』

受給者証が届いてからの手続き等について、主な留意事項をまとめましたのでご確認ください。

1. サービスの利用開始前に

☆事業所から重要事項の説明を受けましょう

○利用申込があったときは、事業所は利用申込者に対して、支援の内容、利用者負担、従業者の勤務体制、虐待防止のための措置、苦情窓口などが書かれた重要事項説明書を交付して「説明」し、利用申込者の「同意」を得ることになっています。その後、契約の内容を確認して契約をします。

食事や送迎の有無、キャンセルの方法、緊急時の対応方法、安全計画の内容などご利用になる際に気になることを確認しましょう。

※指定事業所は、事業所ごとに支援プログラムを策定し、インターネットその他の方法により公表する義務があります。(令和7年3月31日までは努力義務)

☆受給者証に契約支給量を記載してもらいましょう

○事業所は、利用者と契約したら、受給者証に契約支給量を記載することになっていますので記載してもらいましょう。特に、複数の事業所を利用する場合、受給者証に契約支給量の記載がないと支給量の管理ができなくなりますので、必ず記載してもらいましょう。

☆児童発達支援管理責任者と面談し、「児童発達支援計画」の説明・作成・交付を受けましょう

○事業所には必ず「児童発達支援管理責任者」がいますので、ご確認ください。

児童発達支援管理責任者は、保護者と利用児童に面接して「児童発達支援計画」を作成し、保護者に説明し同意を得たうえで交付することになっています。

その後、少なくとも6か月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画変更を行うことになっています。

☆1日に複数の事業所は利用できません

○午前と午後で別の事業所に通うなど、1日に複数の事業所は利用できません。

○急にキャンセルした日に、別の事業所の利用はできませんので、気を付けましょう。

☆利用予定日は事前に事業所にお知らせしましょう

○事業所は事前にお子様のご利用予定を決めて計画的に支援を行います。

○利用予定ない日は、利用できない場合がありますので、事前にお知らせしておきましょう。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2. サービスの利用が始まつたら

☆実績記録票にはサインを1回ずつしましよう

○事業所は、サービス提供の都度、その内容等を記録し、保護者の方に毎回確認してもらう必要があります。

○利用回数等によって金額が変わります。確認欄へのサインは必ず1回ずつしましょう。

※サービス提供記録には、今後のサービス提供に活かすことができるよう、お子様の心身の状況等を記録することが必要です。

そのため、事業所が月末などにまとめて作成し保護者に確認を求めるることは不適切な取扱いとなります。

実績記録票					
日付	曜日	状況	開始	終了	確認欄
3	火		14:00	18:00	サイン
10	火		14:00	18:00	サイン
17	火	欠席			サイン
24	火		14:00	18:00	サイン

☆利用者負担額を支払ったときは、領収証を受け取りましょう

○サービスを利用した場合は、通所給付費の1割が利用者負担となります。世帯の所得に応じた負担上限月額が定められており、市が発行した受給者証に記載されています。(利用者負担上限月額が0円の場合は、1割負担はかかりません。)

○事業所に利用者負担額を支払ったら、必ず領収証を受け取って保管しておきましょう。

☆通所給付費の額の通知を確認しましょう

○市から通所給付費を受け取った事業所は、利用者に通所給付費の額の通知をしなければならないこととされています。毎月の通知を確認しましょう。

適切な支援を行う事業者は、指定基準を守って、利用者にも丁寧に支援をしています。

参考 ウェブサイトで公開されている資料

【大阪府 事業者に対する行政処分】羽曳野市内でも行政処分(事業所指定取消等)事例が発生しています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/chiikiseikatsu/syougaijisen/280318gyouseisyobun.html>

【大阪府令和5年度指定障がい児支援事業者等集団指導資料 実地指導における主な指摘事項】

・基準編 <https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/4941/d2-kizyun-omonasidouzikou.pdf>

・報酬編 <https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/4941/d3-housyu-omonasidouzikou.pdf>

【お問合せ】羽曳野市役所 TEL072-958-1111(代)

★サービスについては「こども家庭支援課」へ

★事業所への苦情などの相談については「福祉指導監査課」へ

☆下記の市※を除き、大阪府下の児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者の指定は、大阪府が行っています。

(※大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市)